

付属文書 2

2024 年 12 月 1 日より廃止の公告

2024.11.15 公布 同 12.1 施行

2024.11.26 仮訳 CISTEC

- 一、商務部・海関総署公告 2003 年第 5 号（《リン酸トリブチルに臨時輸出管理を実施することに関する公告》）；
- 二、商務部・海関総署・国防科工局・総装備部公告 2015 年第 20 号（《軍民両用無人航空飛行機に臨時輸出管理措置を実施することに関する公告》）；
- 三、商務部・海関総署公告 2015 年第 31 号（《一部の両用品目の輸出管理強化に関する公告》）；
- 四、商務部・海関総署公告 2017 年第 28 号（《浚渫船に輸出管理を実施することに関する公告》）；
- 五、商務部・海関総署公告 2021 年第 46 号（《過塩素酸カリウムに輸出管理を実施することに関する公告》）；
- 六、商務部・海関総署・国防科工局公告 2022 年第 31 号（《高圧放水砲類製品に輸出管理を実施することに関する公告》）；
- 七、商務部・海関総署公告 2023 年第 23 号（《ガリウム・ゲルマニウム関連品目に輸出管理を実施することに関する公告》）；
- 八、商務部・海関総署公告 2023 年第 39 号（《黒鉛品目の臨時輸出管理措置の最適化・調整に関する公告》）；
- 九、商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告 2024 年第 21 号（《関連品目の輸出管理実施に関する公告》）；
- 十、商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告 2024 年第 31 号（《無人機の輸出管理措置の最適化・調整に関する公告》）；
- 十一、商務部・海関総署公告 2024 年第 33 号（《アンチモン等の品目の輸出管理に関する公告》）。